

(日本郵政共済組合)

遺族年金受給に関する調査票

(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、寡婦年金)

次の者の遺族年金受給状況について申告します。

また、申告時点で遺族年金が未支給で収入要件を満たしており被扶養者として認定されたとしても、遺族年金支給決定後に遺族年金を含むすべての収入の合計額が180万円(60歳未満の場合は130万円)以上又は組合員と同一世帯に属する場合に組合員の収入の2分の1以上となった場合は認定取消手続をします。

なお、虚偽の申告または届出を怠り給付金を受給した場合は、速やかに私が全額弁済することを誓約します。

申告年月日	令和 年 月 日
組合員番号	組合員氏名

1 認定対象者	姓	名	続柄
	受給中である。		
	<input type="checkbox"/>	⇒年金額がわかる直近の年金額改定通知書または年金振込通知書を添付し提出してください。	
	<input type="checkbox"/>	これから手続予定であり、現時点では受給していない。	
2 遺族年金受給状況 いずれかを選択し、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。	<input type="checkbox"/>	現在手続中だが、まだ年金証書が到着しておらず、現時点では受給していない。	
	<input type="checkbox"/>	⇒年金事務所で年金見込額回答票を取得し、添付し提出してください。	
	<input type="checkbox"/>	受給できない。	
	<input type="checkbox"/>	上記のいずれにも該当しない。 ⇒詳細を記入してください。	